



第2回 AI利活用に伴う契約時の留意事項検討

事務局説明資料

目次

1. チェックリスト策定方針・検討アプローチのご共有・質疑応答	-----1
• 第1回検討会を踏まえたチェックリスト策定方針および検討アプローチのご共有	
• 質疑応答	
2. 「法的観点からの留意点（チェックリスト）」の検討に関する論点のご共有・全体討議	
• 「法的観点からの留意点（チェックリスト）」に関する論点のご共有	
• 全体討議	
3. 「補足的な留意点」の検討に関する論点のご共有・質疑応答	
• 「補足的な留意点」の検討に関する論点のご共有	
• 全体討議	
4. 今後の進め方の確認	-----12

第1回検討会でのご意見と事務局の回答/対応（1/3）

タイトル	第1回検討会にていただいたご意見	事務局の回答/対応
背景の詳細	チェックリスト策定はどのような事実認識に基づき、どのようなAIサービスの利用事例を対象とするか。	P7「AIユースケースの主な類型と場面イメージ」を参照
対象となる メインユース ケース	取引の当事者がどの程度力を持ち交渉しているのか等、ルールセッティングをする側について前提の共通認識を持つべき	クラウドサービスでは個別交渉はしづらい状況だが、ユーザとしての合理的な要望や懸念をベンダに対して伝えることで、規約の変更その他条件の見直しを検討する契機になる場合もあり得る。 開発型サービスでは、個別交渉の余地があると考え
	オンプレミス型・個別領域特化型の可能性もあるが、何を想定ユースケースとするか	オンプレミス型・個別領域特化型の区分を問わず、「サービス利用」型のAIサービスを幅広く想定し検討予定

第1回検討会でのご意見と事務局の回答/対応（2/3）

タイトル	第1回検討会にていただいたご意見	事務局の回答/対応
チェック結果を踏まえた 想定アクション	チェックリストを満たさないが契約交渉が困難な場合、ユーザにどのような行動を想定しているか	契約締結の是非はユーザの自主的な判断に委ねつつ、契約条件の熟考やサービス利用の見直しも検討することを想定
アウトプット イメージ	どのようなバランスで策定すべきか • 既存のベストプラクティスを基にするか、または今できていないが将来的に満たすべきあるべき姿をもとにするか • ユーザに加えてベンダの体制を考慮すべきか等	ベースは一般的な規約類とする • ベストプラクティスという観点では、射程を絞り、①SBOM等のセキュリティに関する情報開示、及び、②個人情報規制対応について記載したい
	背景説明や利用上の注意点があることで、利用者が適切に意思決定できると考えるが、チェックリストに対して簡潔な補足資料を追加するか	チェックする理由・チェックリストを満たさない場合に留意すべき点等を簡潔に記載したい

第1回検討会でのご意見と事務局の回答/対応（3/3）

タイトル	第1回検討会にていただいたご意見	事務局の回答/対応
全体の検討 アプローチ	チェックリストは契約だけをカバーするのか、契約上現れないセキュリティ要件までカバーするのか	契約だけをカバーするのではなく、セキュリティ要件も見据えながら検討したい
	厳しいチェックリストを作成すると、日本のアプリケーションの開発提供者(規模が小さい企業が多い)は、大元の基盤モデル提供者と、生成AIサービスユーザの板挟みになってしまうのではないか	ユーザ保護のみに偏らず、利活用が進むようなバランスの取れたものを目指す
	日本のベンダと海外のベンダの公平な競争環境の実現という観点をどう取り扱うか	当然遵守すべき個人情報規制等のルールの紹介や、ベストプラクティスとしての情報開示等の観点を盛り込むことを検討
分析の方針	チェックリスト策定には、実際の利用契約等を分析し、どのような条項が多いかや傾向を把握することが有益	実際の利用契約等における記述がどのようなになっているのかを確認し、実用性のあるチェック項目を整理

本チェックリスト策定の背景・目的

- AI利活用に関する契約時に留意すべき事項を整理し、実務で使いやすいチェックリストを作成することで、AI利活用を促すと共に当事者間の適切な利益・リスク分配を目的とする

策定の背景

AI等の技術革新に伴い、事業者間の垣根を超えたデータの利活用による新たな付加価値の創出等が期待される。その反面、AI・データ利活用においては様々な課題も存在

- AI利活用に際して利用者がデータを提供する場合に、データの利用範囲や**契約上のベネフィット（サービスの水準やAI生成物の利用権限等）**について、**利用者が必ずしも網羅的に吟味・検討しないまま契約を締結してしまう可能性**
- 保護されるべきデータや情報が予期せぬ目的に利用され、また、第三者に提供される等、**ユーザが想定外の不利益を被る可能性**

策定の目的

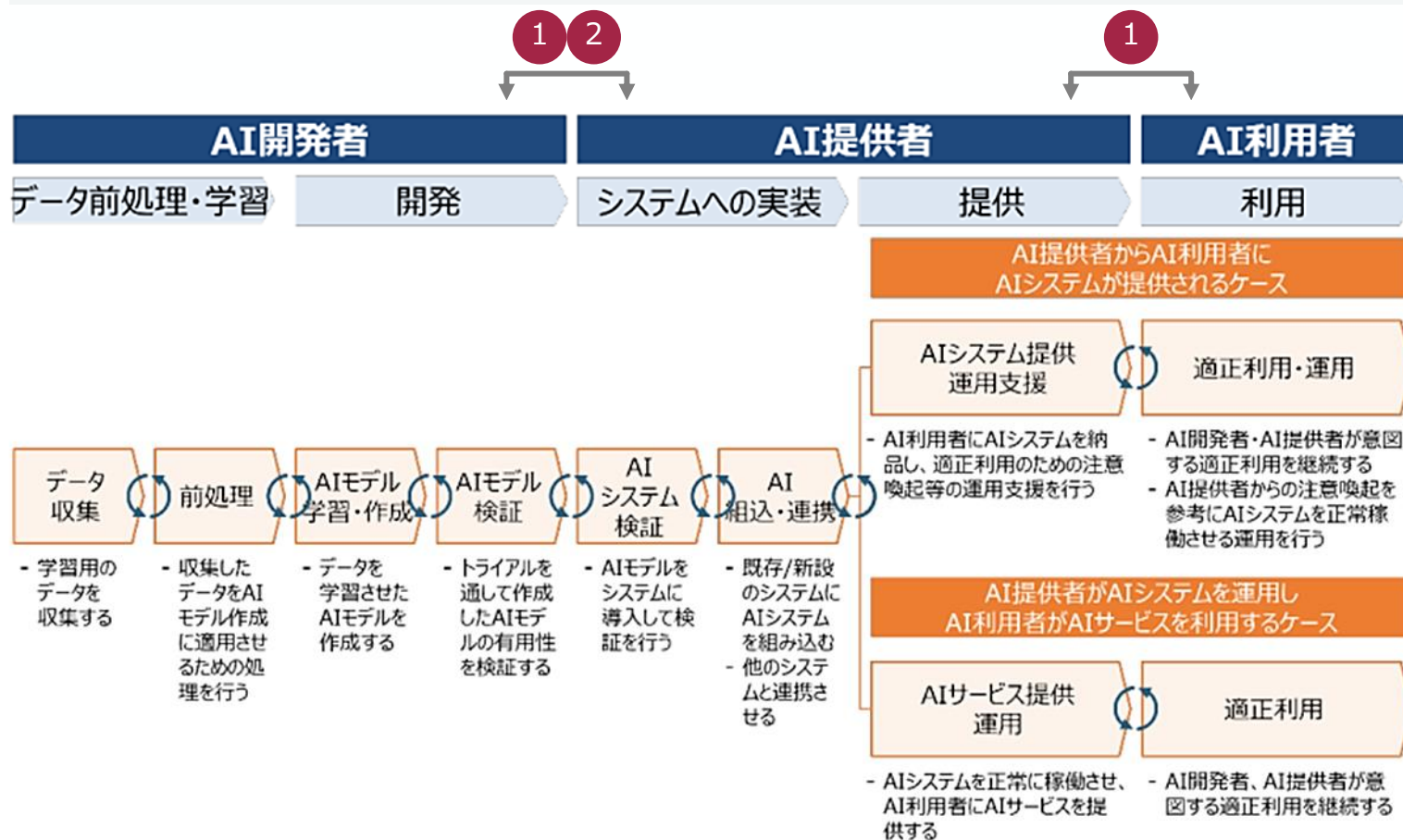
AI利活用を促すと共に当事者間の適切な利益及びリスクの分配を目指すこと

- 利用者がデータの利用範囲や契約上のベネフィット（サービスの水準、AI生成物の利用権限等）について、網羅的に検討を行い、また、データの不適切な利用等に繋がりうる契約の締結を避けられるよう、**契約時にチェックすべきポイントを具体的に記載**
- 留意事項の説明は主に国内法に準拠した内容とするが、必要に応じて外国法についての一般的なリスクの所在も記載



参考) AI活用の流れにおける主体と対象とする契約

- 本チェックリストでは、①利用契約、②開発契約を対象とし、AI利用者・AI提供者が本チェックリストを使用する想定



対象とする契約

本チェックリストでは以下の契約を対象とする方針

- ① 利用契約
 - 交渉困難な場合が少なくない
- ② 開発契約
 - 交渉余地がある場合が少なくない

※契約上、AI利用者・AI提供者・AI開発者は契約種別に応じて立場が入れ替わる。例えば、あるAIサービスが、他者が提供する基盤モデルを組み込んだサービスの提供を想定する場合、同サービスの提供事業者（AI提供者）は、エンドユーザ（AI利用者）との関係ではサービスの提供者（ベンダ）として関与するものの、基盤モデルを提供する事業者（AI開発者）との関係では、基盤モデルの利用者（ユーザ）になる。

→チェックリストの用語上、サービスやモデルを用意し提供する者は「ベンダ」、これらを利用する者は「ユーザ」と整理する。

AIユースケースの主な類型と場面イメージ

- AIユースケースは、AI利用者・提供者・開発者の関係から、大きく分けて以下3類型が存在

	「汎用サービス利用」型	「カスタマイズ利用」型	「開発」型
類型の概要	AI提供者による汎用サービスを利用契約等に基づき利用 <pre>graph LR; A[AI利用者] <--> 利用契約等 B[AI提供者]</pre>	- AI利用者が、カスタマイズされた汎用サービスを利用契約等に基づき利用 - カスタマイズサービスのAI提供者は、利用契約等に基づき基盤モデル及び汎用サービスを利用し、カスタマイズ <pre>graph LR; A[AI利用者] <--> 利用契約等 B[AI提供者 (カスタマイズ)]; B <--> 利用契約等 C[AI提供者・AI開発者 (汎用サービス・基盤モデル)]</pre>	AI提供者、AI開発者と提携し、AIを開発・利用 <pre>graph LR; A[AI利用者] <--> 開発契約 B[AI提供者・AI開発者]</pre>
場面イメージ	小売事業者・製造事業者・サービス事業者などが、マーケティングの一環で、顧客の来店・購入履歴を大規模言語モデルに入力し、嗜好や注意点の分析についてアウトプットを求めるために、AI提供者と契約するケース	小売事業者・製造事業者・サービス事業者などが、UX改善のため、AIチャットボットサービスのAI提供者に、自社の業態や製品・サービスに特化したAIサービスを希望。AI提供者は、汎用サービス提供者等との利用契約等に基づき基盤モデルを利用しモジュールやデータベース等を新規に開発するケース	製造事業者が、自社製品の制御プログラムや稼働データを基に、製品の異常を早期に検知するシステムをAI開発者・AI提供者と提携して開発・利用するケース

本チェックリストの想定読者

- 想定読者として、サービスやモデルを利用するユーザのうち、AIの知見はG検定合格レベル未満の、社内法務部・顧問弁護士およびビジネス部門担当者を想定

主な想定読者	AIの知見	契約実務の知見	主な利用シーン
社内法務部・顧問弁護士 等	G検定合格レベル 未満	AI利用等のケースは未経験だが、 条文レベルの検討が可能	AI利活用による競争力向上とリスク管理の両立を図る観点から、 契約上の留意点を網羅的に検討
ビジネス部門担当者 等		契約の項目立てまでは理解できるが、 条文レベルの自力での提案は困難	初期的に論点を把握し、社内法務部・顧問弁護士等と連携

アウトプットイメージ（1/2）

- 想定アウトプットは、概要や事実上取りうる対応が記載されており、契約書をすべて読まずとも確認すべきポイントが分かるような、シンプルに一本化されたチェックリスト

想定アウトプット

- **契約書をすべて読まずとも確認すべきポイントが分かるような粒度で具体化**
 - 実務で使用可能とするため、必要に応じて**規制法上の観点等も反映**
- 一方で、ボリュームが多くなりすぎないよう**簡便なものとし、シンプルに一本化する**
 - 既存ガイドラインを網羅的に要約したものではなく、補完するような付属書のイメージ
 - データ編・AI編やユースケース等で分割しない
- **概要や事実上取りうる対応を記載**
 - 別立ての注釈書方式や併記方式など
 - チェックリスト本編には重要度の高いもののみ記載。重要度は低いが記載すべきものがある場合は、補足に記載予定
- 必須要素ではない**ベストプラクティスについても補記**

アウトプットイメージ（2/2）

- A はじめに、● B 法的観点からの留意点（チェックリスト）、● C 補足的な留意点、の3章立てとする方針

アウトプットの構成

- A はじめに
 - 本紙策定の背景と目的
 - AI活用の流れにおける主体と対象とする契約
 - 本紙が想定する場面/読者

- B 法的観点からの留意点（チェックリスト）
 - チェックリストの対象となる条項
 - チェックリストを踏まえた対応
 - チェックリスト ●

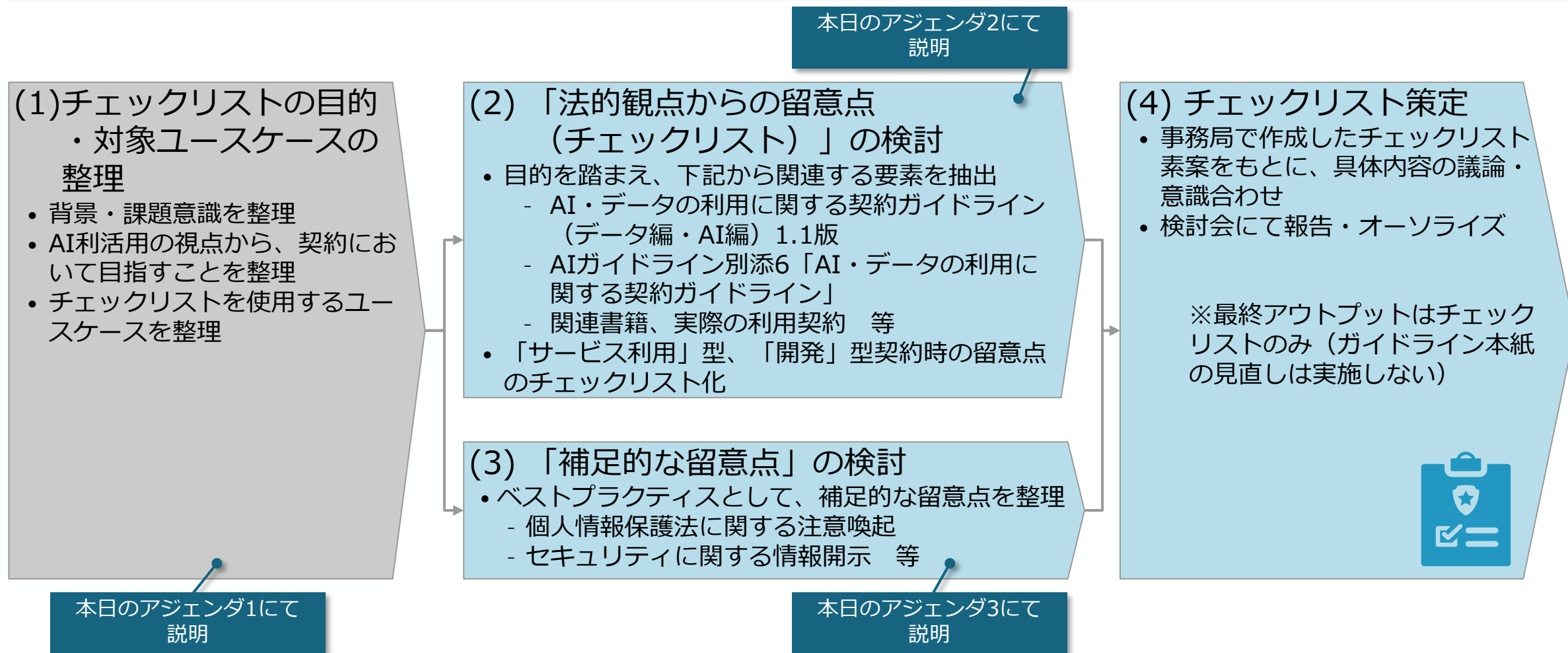
【資料4】 松下主査作成チェックリスト案

- C 補足的な留意点
 - C1 データ提供に関する留意点
 - C2 規約改定に関する注意喚起
 - C3 個人情報保護法に関する注意喚起
 - C4 セキュリティに関する留意点

【資料5】 補足的な留意点案

全体の検討アプローチ

- 整理したチェックリストの目的および対象ユースケースを踏まえて、今後はチェックリストに含むべき要素およびその中で重要なポイントを抽出し、チェックリストを策定する方針

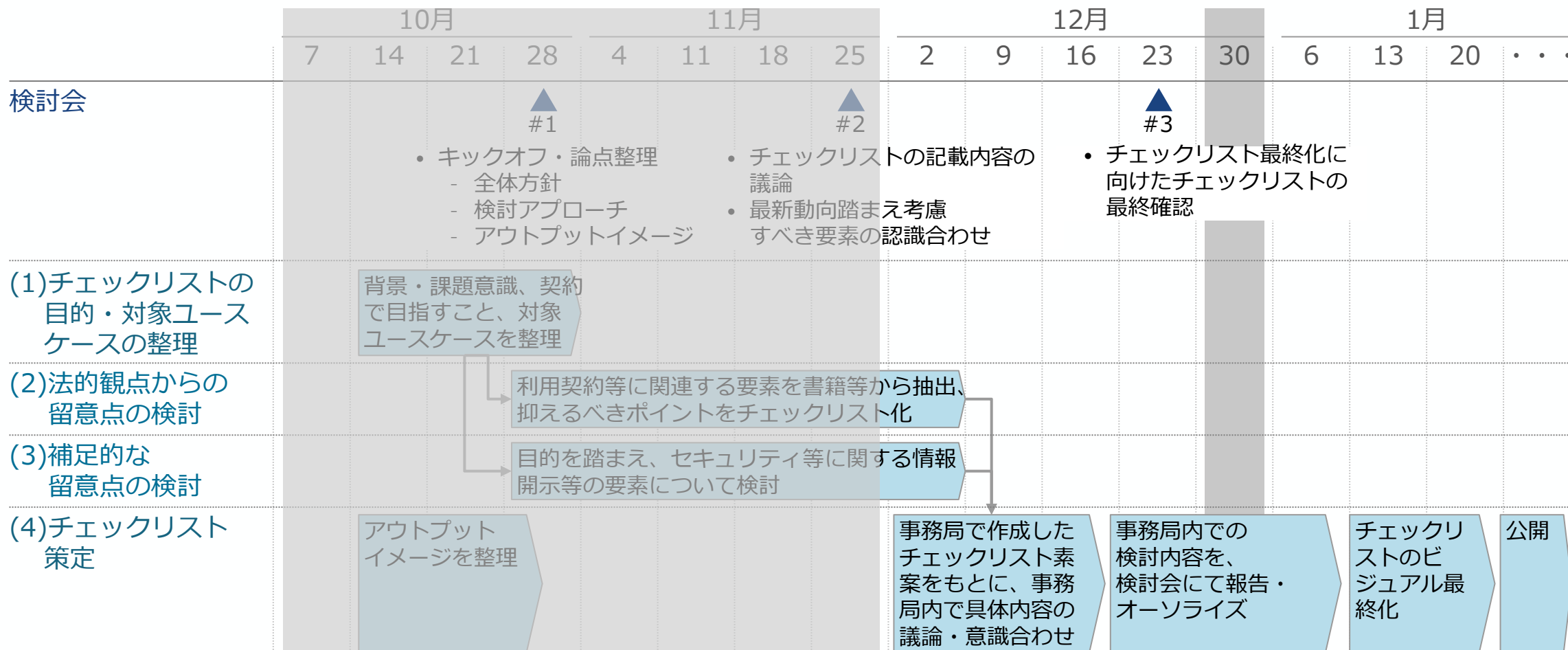


目次

1. チェックリスト策定方針・検討アプローチのご共有・質疑応答	-----1
• 第1回検討会を踏まえたチェックリスト策定方針および検討アプローチのご共有	
• 質疑応答	
2. 「法的観点からの留意点（チェックリスト）」の検討に関する論点のご共有・全体討議	
• 「法的観点からの留意点（チェックリスト）」に関する論点のご共有	
• 全体討議	
3. 「補足的な留意点」の検討に関する論点のご共有・質疑応答	
• 「補足的な留意点」の検討に関する論点のご共有	
• 全体討議	
4. 今後の進め方の確認	-----12

今後の進め方

- 第3回検討会では「チェックリスト最終化に向けた最終確認」を実施予定





EOF